

News Release

プルデンシャル生命保険株式会社

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-13-10 プルデンシャルタワー
<http://www.prudential.co.jp>



Prudential

平成 19 年 10 月 5 日

プルデンシャル生命保険株式会社

保険金等のお支払いに関する調査結果報告

プルデンシャル生命保険株式会社（本社 千代田区永田町、代表取締役社長兼最高経営責任者 三森 裕）は、平成 13 年度から平成 17 年度までの 5 年間に発生した「保険金等の追加的な支払いを要する事案」について、9 月 30 日をもってすべての調査を完了しました。また、すでにほとんどのお支払いを完了しております。以下に、調査の結果とお支払いの状況についてお知らせします（以下の数値は 9 月 30 日時点のもの）。

まず、「保険金・給付金」については、追加でお支払いすることが確定した事案は 4,972 件（約 4 億円）との調査結果となりました。このうちすでに 99.2%のご契約について、お支払いを完了しました（件数ベース）。なお、4,972 件の約 8 割は旧あおば生命より引き継いだご契約です。

次に、「遅延利息およびその他」で追加支払を行うことが確定した事案は 5,169 件（約 14.3 億円）との調査結果となりました。このうち 90.6%の事案について、すでにお支払いを完了しました。

最後に、「失効返戻金」についてですが、弊社では、追加的な支払いが必要な失効返戻金を広義に捉えました。失効返戻金のある契約については、お客さまへの請求勧奨が不十分であったと認識し、復活可能契約も含めて、失効返戻金が存在し、契約者が個人である契約すべてを対象としました。その結果、追加支払い対象契約は 28,682 件であるとの調査結果となりました。これらのお客さまへ徹底した請求勧奨のご連絡を行った結果、19,345 件（約 4.9 億円）の解約請求をお受けし、その全てのお支払いを完了しました。

上記の対応にもかかわらず、現時点でお支払いが完了していない事案は、「書面郵送 3 回、電話連絡 5 回、直接訪問、転居先の行政照会」を行っても転居先が判明しないケースや、判明していてもお客さまからご連絡いただけないなどの状況となっています。

お支払いが完了していないこれらの事案については、現住所が判明しているお客さまに

は住所地宛に「郵便為替」を送付、保険料引き落とし口座の使用が判明しているお客さまには「一斉送金」を行うなどの対応を行って参ります。これらのどの対応も不可能な事案につきましては、最終的には「弁済供託」という手段を講じます。

弁済供託とは、弊社がお支払いすることのできなかった金額を法務局に供託し、法務局からお客さまに改めて通知を送ることにより、再度の接触を試みるというものです。弁済供託後も、お客さまから請求があれば供託財産からの取り戻し手続きを行い、期限を設けることなくお客さまにお支払いを行ってまいります。弊社では、このような対応をとりながら、引き続き未払い事案のお支払いの完了に全力を挙げて参ります。

このたびの保険金などの支払い問題に関しまして、お客さまならびに関係者の皆様にご迷惑とご心配をお掛けしましたことを、改めて深くお詫び申し上げます。弊社では今回の事態を重く受け止めて、ご契約をお預かりする入り口から、ご契約継続中、そして保険金等のお支払いにいたるすべてのプロセスにおいて保険金等を適切にお支払いするための態勢を強化しました。今後も、再発防止に全社を挙げて取り組む所存です。

添付資料：保険金などの支払い状況に関する調査結果

<保険金などの支払い状況に関する調査結果>

ブルデンシャル生命保険株式会社

1. 調査対象件数（保険金・給付金）

調査対象件数 : 268,462件
このうち個人保険 : 242,108件
このうち団体保険 : 26,354件

2. 調査結果

(金額 : 百万円、単位未満切上げ)

項目	合計			ブルデンシャル			旧あおば		
	件数	支払率	金額	件数	支払率	金額	件数	支払率	金額
(1) 保険金または給付金を追加で支払うことが確定したもの	4,972 (4,931)		399 (393)	1,060 (1,045)		105 (104)	3,912 (3,886)		295 (290)
① 当初の支払いが不足していたもの	2,522 (2,503)		241 (240)	531 (524)		39 (38)	1,991 (1,979)		203 (202)
② 請求案内の結果、追加で支払うことが確定したもの	2,450 (2,428)		158 (154)	529 (521)		67 (66)	1,921 (1,907)		92 (88)

※表中の（ ）内数値は、平成19年9月30日時点で支払いが完了している件数と金額。支払率は件数ベース、%（以下同じ）

【請求案内結果】	合計		ブルデンシャル		旧あおば	
	件数	占率	件数	占率	件数	占率
請求案内件数	8,341	100.0%	2,150	100.0%	6,191	100.0%
①追加支払いが完了したもの	2,428	29.1%	521	24.2%	1,907	30.8%
②請求手続中のもの	22	0.3%	8	0.4%	14	0.2%
③支払いのないもの	4,670	56.0%	1,470	68.4%	3,200	51.7%
④顧客の請求意志が確認できなかったもの	1,221	14.6%	151	7.0%	1,070	17.3%
顧客の請求意思を確認できた割合＝①+②+③		85.4%				
※支払いのないものとは、請求しないと回答があったものと支払い事由に該当しないもの						
※顧客の請求意志が確認できなかったものとは、住所不明と顧客からの反応がなかったもの						

	合計			ブルデンシャル			旧あおば		
	件数	支払率	金額	件数	支払率	金額	件数	支払率	金額
(2) 遅延利息またはその他を追加で支払うことが確定したもの	5,169 (4,684)		1,430 (1,311)	492 (324)		327 (326)	4,677 (4,360)		1,103 (986)

※遅延利息の他、満期保険金・年金・生存給付金などを含みます

	合計			ブルデンシャル			旧あおば		
	件数	支払率	金額	件数	支払率	金額	件数	支払率	金額
(3) ① 平成13年度から平成17年度に失効した契約のうち、平成18年4月1日までに解約または復活手続きが完了していないもの	28,682		693	14,804		338	13,878		355
② ①のうち、平成19年9月30日時点で解約を受け付けた件数と解約返戻金	19,345 (19,345)		485 (485)	10,514 (10,514)		232 (232)	8,831 (8,831)		253 (253)

【備考欄】

(3)の「失効返戻金」について、弊社では、追加的な支払いが必要な失効返戻金を広義に捉えています。契約者が個人の失効返戻金のある契約については、お客さまへの請求勧奨が不十分であったと認識し、復活可能契約も含めて、失効返戻金が現実存在する契約すべてを対象としています。